

議案第7号

富津市総合防災備蓄倉庫設置条例の制定について

富津市総合防災備蓄倉庫設置条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を備蓄し、供給する拠点として総合防災備蓄倉庫を設置するため、条例を制定するものである。

富津市総合防災備蓄倉庫設置条例

(設置)

第1条 災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を備蓄し、供給する拠点として総合防災備蓄倉庫を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合防災備蓄倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富津市総合防災備蓄倉庫

位置 富津市下飯野2509番地1

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。